

第 5 5 号議案

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年
亀岡市条例第16号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例
の一部を改正する条例

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年
亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「提供するよう努める」を「提供する」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を義務化すること。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。